

(工学部・工学研究科)  
公益財団法人日本国際教育支援会  
「令和4年度JEES留学生奨学金(修学)」及び  
「令和4年度 JEES 留学生奨学金(コロナ対応特別枠)」の募集

2022.5.17

## 1 応募資格・・・以下のすべてに該当する私費外国人留学生(在留資格「留学」)

- 1) 令和4年4月現在において、学部2年次以上または大学院正規課程に在籍する者で現課程の残在学期間が1年以上の者。
- 2) 令和4年度4月以降、月額5万円を超える他の奨学金を受給しない者。
- 3) 学業成績が優秀である者(前年度の成績評価係数2.60以上)

※ [(優・Aの単位数×3)+(良・B×2)+(可・C×1)]/総取得単位数

## 2 支給額および支給期間

月額40,000円 令和4年4月～最長2年間

(ただし特段の理由により令和4年5月以降に渡日する場合は、渡日月から最長で令和6年3月までとする。)

尚、支給期間内に在籍課程を修了し上位課程に進学した者は、最長で令和6年3月まで継続支給できる)

## 3 推薦人数

工学部・工学研究科から1名

## 4 提出書類

- 1) 願書(別紙様式1、A4用紙3枚組、写真データ貼付、日本語で作成、エクセルファイルで提出)  
※ ページ割り当てを崩さないように注意すること。
  - 2) 成績証明書(学部以降、直近のものまで)  
※ 募集要項 2. 応募資格(3)の成績評価係数算出方法を参照の上、算出した係数を余白に鉛筆書きで記入すること。成績評価係数が算出来ない場合は理由書を提出すること。
  - 3) 経済状況調書(令和4年4月1日現在で作成のこと)
  - 4) 在留カードの写し(両面)
  - 5) 私費外国人留学生身上書(指定用紙)
  - 6) 家計状況申告書(指定用紙)  
※ 5)、6)は、令和4年4月以降に、他の奨学金応募すでに提出したことがある場合は不要。
- 7) 推薦理由書(別紙様式3、A4用紙1枚、指導教員により作成、エクセルファイルで提出)  
※ 工学部・工学研究科からの推薦が決まつたら提出すること。

## 5 申請書類の交付及び提出先

工学部・工学研究科教務課国際交流係へメールで提出: [eng-mon@grp.tohoku.ac.jp](mailto:eng-mon@grp.tohoku.ac.jp)

## 6 締切日 令和4年5月20日(金)

令和4年度に併給不可の他奨学金について受給決定の者ならびに申請中(直接応募含む)の者については、選考対象外とします。

## 令和4年度 JEES 留学生奨学金(修学) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という)では、民間企業や個人の方々のご寄付等を基  
金とし、その果実等を「JEES 奨学金」の運用に供している。これにより、「令和4年度 JEES 留学生奨学金(修学)」  
の奨学生を下記により募集する。

### 記

#### 1 目的

本奨学金は、日本の大学、及び高等専門学校に在籍する、学業・人物ともに優秀な私費外国人留学生に対して  
奨学金を支給することにより、経済的不安の緩和・学習効果の向上に寄与することを目的とする。

#### 2 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 令和4年4月に日本の大学の学士課程2年次以上、又は修士課程(博士前期課程及び一貫制博士課程  
の1~2年次を含む)、又は博士課程(博士後期課程及び一貫制博士課程の3年次以上を含む)に正規生として在籍する私費外国人留学生、及び高等専門学校の第4学年以上(専攻科を含む)に正規生として在籍する私費外国人留学生。

なお、日本に在留する間の在留資格は「留学」であること。

- (2) 採用された場合の受給期間が令和4年4月より1学年相当以上ある者。
- (3) 学業成績優秀(令和3年度の成績評価係数2.60以上)である者。

\*成績評価係数で表すことが出来ない場合は、その理由を具体的に記載した理由書(様式任意)を提出すること。

#### 「成績評価係数の算出方法」(小数点第3位を四捨五入)

下表により【成績評価ポイント】を算出し、計算式に当てはめて計算

成 績 評 価					
4段階評価(パターン1)		優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)		A	B	C	F
4段階評価(パターン3)		100~80点	79~70点	69~60点	59点~
5段階評価(パターン4)	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点~
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

#### 「成績評価係数の計算式」

$$([評価ポイント3の単位数] \times 3) + ([評価ポイント2の単位数] \times 2) + ([評価ポイント1の単位数] \times 1) + ([評価ポイント0の単位数] \times 0)$$

総登録単位数

- (4) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額600,000円(月額50,000円相当)以下である者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除は除く]。
- (5) ボランティア活動や国際交流活動等の実績、またはこれらの活動への意欲のある者。
- (6) 本奨学金受給終了後も、本協会に対して近況等を連絡する意思のある者。
- (7) 令和4年4月に在籍する学校の長の推薦を受けることができる者。

#### 3 採用人数

50名程度

#### 4 支給内容

月額奨学金 40,000 円

#### 5 支給期間

令和4年4月から最長2年間。

ただし、特段の理由により令和4年5月以降に渡日する場合は、渡日月から最長で令和6年3月までとする。

なお、支給期間内に在籍課程を修了し、同一大学の上位課程（高等専門学校の場合は、同一高等専門学校の専攻科）に進学した場合、最長で令和6年3月まで支給を継続する。

#### 6 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、在籍校を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という）に提出するものとする。
- (2) 在籍校の長は、2に挙げる応募資格に該当する者について、7に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、各大学、又は各高等専門学校において3名以内とする。

#### 7 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	日本語で書かれたものに限る
(2)	推薦書(様式2)			文書番号の記載があれば公印省略可
(3)	推薦理由書(様式3)			推薦理由は指導教官等が記入すること

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

#### 8 応募・推薦書類の提出期限

令和4年6月3日（金）を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

#### 9 選考方法及び結果の通知

理事長は、6の(2)により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、奨学生を決定する。結果は、令和4年8月中を目途に在籍校を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

#### 10 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、在籍校を通じて支給する。

#### 11 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により在籍校を通じて本協会へ提出すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により在籍校を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 奨学生は、住所・連絡先に変更があった場合、所定の様式により、在籍校を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、在籍課程卒業時に所定の様式により、在籍校を通じて本協会へ報告すること。
- (5) 奨学生は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答、及び交流会等への参加に協力すること。

#### 12 本奨学金の支給の休止または終了および決定取消

- (1) 奨学生が在籍校を長期欠席（1か月以上）した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、5に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、5の支給期間は延長しない。

- (2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
- ① 在籍校を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
  - ② 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
  - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
  - ④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (4) 渡航制限が解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

### 13 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、12に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金選考結果通知を在籍校が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、在籍校を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、受給金額合計が年額 600,000 円を超える給付型奨学金に応募することはできない  
(ただし、本奨学金の受給終了後に受給を開始する他の奨学金は除く)。
- (4) 在籍校の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。
- (6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士(博士後期)課程 3 年とし、この期間のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。なお高等専門学校においては、本科 5 年、専攻科 2 年を標準修業年限とし、この期間のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。

### 14 個人情報の取り扱い

#### (1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、14(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

#### (2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生を決定するため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金授与式または交流会等の開催時に利用するため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会のホームページ等において広報目的に利用するため。

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階  
TEL: 03-5454-5274  
E-mail: ix@jees.or.jp

以上

## 令和4年度 JEES 留学生奨学金(コロナ対応特別枠) 募集・推薦要項 (一時金)

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という)では、民間企業や個人の方々のご寄付等を基金とし、その果実等を「JEES 奨学金」の運用に供している。これにより、「令和4年度 JEES 留学生奨学金(コロナ対応特別枠)」の奨学生を下記により募集する。

### 記

#### 1 目的

本奨学金は、日本の大学、及び高等専門学校に在籍する私費外国人留学生に対して、奨学金(一時金)を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大により生じた経済的不安を緩和し、学修の継続に寄与することを目的とする。

#### 2 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 令和4年4月に日本に在留している私費外国人留学生のうち、日本の大学の学士課程2年次以上、又は修士課程(博士前期課程及び一貫制博士課程の1~2年次を含む)、又は博士課程(博士後期課程及び一貫制博士課程の3年次以上を含む)に正規生として在籍する者、及び高等専門学校の第4学年以上(専攻科を含む)に正規生として在籍する者。  
なお、日本に在留する間の在留資格は「留学」であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮し、学修の継続に経済的援助を必要としている者。
- (3) 令和4年度において、本協会が実施する他の奨学金を受給しない者。
- (4) 人物が優れていて、学修に真摯に取り組んでいる者。
- (5) 令和4年4月に在籍する学校の長の推薦を受けることができる者。

#### 3 採用人数

200名

#### 4 支給内容

一時金 100,000円

#### 5 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、在籍校を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という)に提出するものとする。
- (2) 在籍校の長は、2に挙げる応募資格に該当する者について、6に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、各大学、又は各高等専門学校において2名以内とする。

#### 6 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	日本語で書かれたものに限る
(2)	推薦書(様式2)			文書番号の記載があれば公印省略可
(3)	推薦所見(様式3)			

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

#### 7 応募・推薦書類の提出期限

令和4年6月3日(金)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

## **8 選考方法及び結果の通知**

理事長は、5 の(2)により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、奨学生を決定する。結果は、令和4年8月中を目途に在籍校を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

## **9 支給時期及び支給方法**

令和4年10月を目途に、別に定める方法により、在籍校を通じて1回支給する。

## **10 奨学生の義務**

- (1) 奨学生は、令和4年度の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、令和4年度末に所定の様式により在籍校を通じて本協会へ報告すること。
- (2) 奨学生は、本奨学金の受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答、及び交流会等への参加に協力すること。
- (3) 奨学生は、交流会等が開催されたときは可能な限り参加すること。

## **11 本奨学金の支給決定取消**

- (1) 応募してから本協会が奨学金を在籍校に支給するまでの間に、奨学生が学生の身分を失った場合には、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (2) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

## **12 その他(注意事項等)**

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、11に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金選考結果通知を在籍校が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、在籍校を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 令和4年度において、本協会が実施する他の奨学金に応募することはできない。

## **13 個人情報の取り扱い**

### **(1) 個人情報の管理**

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、13(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

### **(2) 個人情報の利用目的**

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生を決定するため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金授与式または交流会等の開催時に利用するため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会のホームページ等において広報目的に利用するため。

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課

〒105-0003 東京都港区西新橋1-13-1 DLXビルディング12階

TEL: 03-5454-5274

E-mail: ix@jees.or.jp

以上

## 一奨学金申請時の心得について一

東北大学 教育・学生支援部 留学生課 国際教育係

2019.02.01

### 1 申請の前に

- ・募集要項をよく読み、資格を満たしているか確認してください。応募条件や支給内容だけでなく、採用後の義務なども確認してください。(認定式や交流会などへの出席は必須、財団により定期的な課題提出などもあります)
- ・申請に必要な書類が手元にあるか、必ず確認してください。特に前課程の成績証明書の不足が多いので注意してください。
- ・他の財団に大学推薦または直接応募により申請中の場合は、結果が未定でも新たに申請することは出来ません。(ただし、双方の奨学金が併給可の場合を除きます)
- ・財団によって選考方法が異なります。面接がある場合はあらかじめ交通費、場所、日時などを確認し、必ず出席できるようにしてください。

### 2 申請書類について

- ・継続申請の場合も、前回の内容をそのまま流用せず、新たに願書を作成してください。
- ・消えるボールペン(フリクション)は使用せず、必ず黒のボールペンで記入してください。  
(消えるボールペンで書かれた書類は財団に提出できません)
- ・選考の際、申請書類によってあなたの印象は大きく左右されます。選考者(相手方)が読みやすいよう、丁寧な記載を心がけてください。
- ・書き損じた場合は修正液(テープ)や斜線での訂正はせず、新しく書き直しましょう。
- ・学部・研究科名等は省略せず、正式名称で記入してください。
- ・記入上の注意や指定には必ず目を通し、それに従って記入してください。
- ・相手方に失礼のないよう、記入欄の7~8割を目安に記入するようにしてください。
- ・すべて書き終えたら、記入漏れなどがないか必ず確認して下さい。特に記入することがない欄も、「なし(数字なら0)」等と記入して下さい。

※エクセルデータから出力する場合、すべての文字が切れずに枠内に収まっているか確認してください。

### 3 その他

- ・応募条件や申請書の書き方など、分からぬことがあった場合は所属部局の奨学金担当係に問い合わせてください。個人で財団へ直接問い合わせはしないこと。
- ・総長特別奨学生や授業料も支給される奨学金に採用された場合など、支給期間中の授業料免除申請が出来ない場合があります。必ずあらかじめ所属部局の奨学金担当係に確認してください。
- ・大学を通さず直接応募または継続受給の申請等を行う場合は、必ず前もってその旨を所属部局の奨学金担当係に連絡してください。

\*2022年4月以降に提出したことがある場合は提出不要です。

## 私費外国人留学生身上調書

### 1. 身分・名前等

身 分	学部 年 MC 年 DC 年	学部研究生 大学院研究生	学籍番号	
学科名 専攻名		指導 教員	研究室	TEL
氏 名				既婚・未婚
生年月日	年 月 日生 (年齢 才)		国 種	
東北大学 入学前の 在籍大学	年 月 卒業・修了			
東北大学 での移動 (新しい順番に)	在籍身分	在籍期間		
		年 月 ~ 現在		
		年 月 ~ 年 月		
		年 月 ~ 年 月		
住 居 (○で囲む)	ユニバーシティ・ハウス青葉山 国際交流会館三条第一会館 ユニバーシティ・ハウス三条(Ⅱ・Ⅲ) 国際交流会館三条第二会館 ユニバーシティ・ハウス片平 ユニバーシティ・ハウス長町 国際交流会館東仙台会館 県・市営住宅・民間アパート(住所 )			

### 2. 家族状況 (母国の家族情報を含むこと。)

\*配偶者が学生の場合、在籍学校名・所属学部研究科・学年を記入する

氏 名	続柄	年齢	同/別居	職業	勤務先または学校名
	父				
	母				

\*

\*2022年4月以降に提出したことがある場合は提出不要です。

## 家計状況申告書

在籍	学部 年 MC 年 DC 年	学部研究生 大学院研究生	学籍番号	
氏名				

### 家計状況

\*2021年4月から2022年3月までのあなたの家計状況について、1ヶ月を平均して記入してください。

\*2021年10月入学の方は、2021年10月から2022年3月の家計状況について、1ヶ月を平均して記入してください。

収 入	支 出
自己資金(預金)	円
仕送り	円
奨学金	円
その他( )	円
合 計	円
	授業料
	住居費
	生活費
	その他( )
	合 計

特記事項(経済状況について特に強調したいことがあれば記入してください)

### 奨学金受給状況

\*これまでに奨学金をもらったことがありますか？ 有り・無し(○で囲む)

\*有る場合は、以下に記入してください。

もらっていた期間	月額・年額(○で囲む)	奨学金の名称
年 月 ~ 年 月	月額・年額 円	
年 月 ~ 年 月	月額・年額 円	

\*この2年間で申請して不採用だった奨学金名と申請した年を記入して下さい。(例:2021年 ○○奨学金)


### 授業料免除の状況(研究生の期間を除く)

\*該当箇所を○で囲む

2022年度	前期	全額免除	半額免除	1/3免除	申請中	申請したが不許可だった
2021年度	後期	全額免除	半額免除	1/3免除	-	申請したが不許可だった
	前期	全額免除	半額免除	1/3免除	-	申請したが不許可だった
2020年度	後期	全額免除	半額免除	1/3免除	-	申請したが不許可だった